

みどりのつどい出展規約（提出用）

□ 1. 出展申し込み及び本規約の効力の発生

出展の申し込みは、出展申込書に必要事項を記入・署名・捺印し、事務局に提出し受理された時点で出展者は本出展規約に同意したものとみなし、本規約の効力が発生し、出展者は本規約を遵守する義務が発生します。なお、事務局は本展への出展が適当でないと判断した場合、出展申込書の受理を拒否することができます。また、これにより生ずる損害等に対し、事務局は一切の責任を負わないものとします。

□ 2. 出展料金の支払方法

出展料金は平成30年4月22日に開催します「みどりのつどい出展者説明会」の時にお支払いいただきます。出展料金を期限内にお支払いいただけない場合は、出展申込を取り消しさせていただきます。

□ 3. 出展料金に含まれるもの

広報宣伝費（ポスター等）、来場者サービスに係る費用、事務局運営費、警備費用

（注）以下のものは出展料金に含まれません。

各者展示ブースの電気、ガス、給排水費、ゴミ処分費、他者展示物の破損、紛失弁償費、その他通常出展料金に含まれない費用とみなされるもの。

□ 4. 出展申込後の解約

出展者が出展申込の解約をする場合、書面にて事務局に通知することとします。出展料金支払い後の解約においては、出展料金の返還はありません。

□ 5. 出展位置の決定

出展位置は出展内容、申込順、出展規模などを考慮して事務局が決定します。事務局は出展位置を変更、再配置する権利を有します。その際、出展者は出展位置の変更に対する損害賠償はできないものとします。

□ 6. 出展に関する転貸、売買、譲渡、交換の禁止

出展者は事務局の承諾なしに、出展に関する全ての権利の転貸、売買、譲渡あるいは交換することはできません。

□ 7. 出展中止

事務局はみどりのつどいを円滑に運営するため、各種規定の制定、修正、追加を行うことができます。出展者が出展規約に違反した場合、または社会通念上、違反に相当する場合、事務局はその出展者の出展中止の措置をとることができます。その場合、その出展ブースは事務局が処分することができ、出展料金の扱いについては本規約4. 出展申込後の解約に準拠します。

□ 8. 諸経費の負担

電気、備品等を必要とするときは、所定の手続きを行ってください。出展物の輸送、搬入出、展示、その他出展者の行為に属する費用はすべて出展者の負担となります。

□ 9. 法令遵守

出展者は消防法及び食品衛生法、その他関係法令等を遵守しなければなりません。

□ 10. 迷惑行為と出展中止の措置

他者に著しく迷惑をかけている、あるいはその恐れがある、または出展内容が本展に適切

でないとして事務局が判断した場合、事務局はその出展者に対し、出展の中止の措置をとることがあります。この場合、出展ブース料金の扱いについては、出展規約4. 出展申込後の解約に準拠します。

□ 1.1. 展示物の管理と免責

展示物の管理は、各出展者の責任において行ってください。主催者及び事務局は、その損害、盗難、紛失、破損等については一切責任を負わないものとします。

□ 1.2. 事故防止及び保険

出展者は、出展物の搬入出、展示、実演、撤去などを通じて事故発生の防止に努めてください。事務局はこれらの作業を通じ、必要と認めた場合に事故防止のための措置を命じ、その作業を制限または中止を求めることがあります。また会場への展示物の搬入から撤去までに必要と思われる損害保険には、各出展者で加入してください。主催者及び事務局は、一切責任を負わないものとします。

□ 1.3. 補償

出展者が、設備または人身等に損害を与えた場合はその補償は出展者の責任になります。主催者及び事務局は、一切責任を負わないものとします。

□ 1.4. 展示物の搬入・搬出と撤去

会場への展示物等の搬入時間及び会場の設営時間などの詳細は、別途ご案内いたします。会期中は事務局の承認なしに、展示物を搬入・搬出・撤去及び移動することはできません。展示ブース内の保守及び清掃は、各出展者の責任において行ってください。事務局の定めた日時までに撤去されていない展示物等は、出展者の費用で事務局が撤去いたします。

□ 1.5. 開催の中止

事務局は会の開催に向け最大限の努力をしますが、不可抗力及びやむを得ない理由に限り会を中止、本契約を解除できる権利を有するものとします。この場合、本契約が解除されたものとし、事務局は出展者に対し出展料金を返還する義務を負わないほか、本契約の解除によって出展者が受ける損害を賠償する責に任じないものとします。

※雨天による中止の判断基準は開催日前日平成30年5月19日18時時点のYahoo! Japan 天気のポイント天気予報 堺市南区において開催時間内にて2mm以上の雨が見込まれる時は中止とします。

□ 1.6. 出展規約の遵守

出展者は、事務局が定める一連の規定を本契約の一部とし、これを遵守することに同意するものとします。万が一規定に違反した場合は、理由の如何にかかわらず、出展を拒否することがあります。この際生ずる損害等に対し、事務局は一切の責任を負わないものとします。また、事務局と出展者、来場者、関係者との間で解決されない事項が発生した場合は、事務局所在地の裁判所に裁定を委ねます。

団体名

責任者

印

上記の規約を遵守することを誓約します。平成30年 月 日